

## 「ほっと一息、介護者ヘルプ」

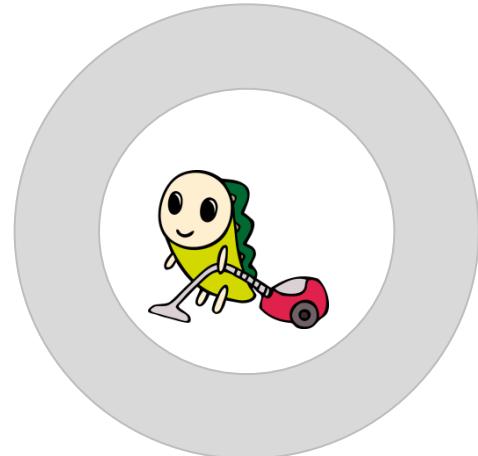
### サービスの対象になるもの、ならないもの

※利用できるのは、介護保険の訪問介護生活援助に準じた項目のサービスです。  
詳細については事業所に直接ご確認ください。

#### 対象になるもの（事例）

利用者家族に対するサービスで以下のもの

- ▶ 居住する部屋、台所、浴室、トイレの掃除
- ▶ 衣類等の洗濯
- ▶ 一般的な食事の準備や調理、配膳
- ▶ 生活必需品の買い物、買い物同行（荷物持ち）
- ▶ 薬の受け取り
- ▶ 衣類の整理・補修、衣替え
- ▶ アイロンかけ
- ▶ 布団干し、取り込み
- ▶ ベッドメイク
- など



#### 対象にならないもの（事例）

- ▷ 玄関や壁の掃除、庭の掃除、植木の水やり、草取り、植物の剪定
- ▷ 大掃除、床のワックスかけ、換気扇の掃除、窓拭き、網戸や障子の張り替え
- ▷ 家具や電気製品などの移動・修繕、部屋の模様替え、カーテンの洗濯
- ▷ 電球交換、預貯金の引き出しなどの金銭管理、遠方での買物
- ▷ 要介護者のオムツ交換、着替え、食事の介助や通院等の外出介助等の身体介助
- ▷ 要介護者の見守り（※見守りのみのサービスは不可）
- ▷ 犬の散歩やペットの世話
- ▷ 洗車、車の掃除
- ▷ 来客の応接、留守番
- ▷ 行政書類の管理、受け取り
- など

